

2008年1月

日本共産党



＜連絡先＞

ひたちなか市高野536-5

＜電話＞029-285-3774(自宅)

＜メールアドレス＞

yamagatayumiko@y7.dion.ne.jp

山形ゆみ子議員の 市議会報告

12月定例議会(12月6日～20日)

市政にほしい福祉の心

市民の熱い期待を背に、はじめての一般質問をおこないました。いろいろな要望がたくさん出されているなかで、今回は次の四項目八件について質問し、市に実施を求めました。

- 一、増税・負担増に不安をつのらせる市民生活について
- 二、高齢者の医療や暮しを守るために
- ① 後期高齢者医療制度、今年四月実施の中止・撤回を
- ② 介護認定者の障害者控除について
- 三、子育て支援の拡充を
- ① 子どもの医療費助成の拡大を
- ② インフルエンザ予防接種の助成を
- ③ 妊婦の無料健診の拡大を
- 四、教育問題について
- ① 学校給食の自校方式を守り発展させるために
- ② 私立幼稚園保育料等助成金支給の増額を

【おもな質問内容と答弁】

★後期高齢者医療制度の中止・撤回を求める

《質問》

後期高齢者医療制度は、七歳以上の扶養家族からも保険料をとること、年金が月一万五千円以上なら年金天引きにすること、保険料滞納者は保険証を取り上げてもいいこと、さらに別建ての診療報酬を設定し高齢者に差別医療を強いることなど、高齢者の不安を一層かき立てる内容になる。この制度は中止・撤回するしかないと考えます。

《答弁》

この制度が本来の目的に添って機能し、将来に渡り持続可能な制度となることが極めて大切であると考える。

私の思い
制度の機能優先ではなく、お年寄りの暮らし・いのちが第一です。

★介護認定者の障害者控除についての周知徹底を

《質問》

要介護認定を受けた人で、障害者控除対象者認定の申請書を提出し認められた人は、所得税・住民税の控除が受けられる。高齢者の負担軽減を図るうえで大切なことだが、この制度はほとんど知られていない。市内の要介護認定者全員に申請書を郵送するなど、この制度の周知徹底を図ってほしい。

《答弁》

ホームページ、市報を通じ

くらしの相談は
お気軽に



285-3774
山形自宅

てお知らせする。

私の思い

障害者控除対象者の認定を受けると、障害者手帳を持つていなくても「障害者に準ずる」と認定され、所得税で二七万円、住民税で二六万円の障害者控除が受けられます。これらの控除が適用されると所得税・住民税を合わせて最高五万円ほどの減税になります。認定書の有効期間は過去五年間にさかのぼって適用されることなど、今後とも市に対し周知徹底を強く求めてまいります。ちなみに宇都宮市では、要介護者全員に「障害者控除の申請書類を送った」ということです。

★子どもの医療費助成の拡大を求める

《質問》

子どもの医療費助成の拡大は子どもの健全な成長、また少子化対策のうえからも、義務教育の期間、無料で医療が受けられるよう拡充すべきとかながえる。まず就学前まで、所得制限・自己負担をなくして無料で病院にかかれるようにしてほしい。

《答弁》

現在の厳しい財政状況から

公民館などの使用料無料化を要望！

公民館使用の減免基準が厳しくなり、ほとんどの団体が有料になることから、本議会に提出された「公民館などの設置及び管理条例の一部を改正する条例制定」について、山形議員は次の反対討論をおこないました。

公民館活動は、地域に住む人々の交流をはかり、いつまでも心身ともに健康で明るく

考えたい。県に要望しながら検討課題としたい。

私の思い

就学前の子どもの医療費無料化には、新たに一億千五百万円の財源が必要だということでした。ひたちなか市の一般会計予算四〇〇億円の規模からみたら実現可能です。問題は福祉の心があるかどうかです。

★インフルエンザ予防接種の助成を求める

《質問》

インフルエンザに感染すると、子どもの場合は急性脳炎を起す可能性も高く、死亡率は三〇%とも言われています。少なくとも小学生までの子どもを対象に、すぐにでも実施してほしい。

《答弁》

今後検討していく。

★妊婦の無料健診の拡大を

《質問》

健康な妊娠・出産を迎えるうえで、最低限必要な妊婦健診は五回以上と、厚労省から通知が出ている。五回以上の公費助成を実施すべきだ。

《答弁》

健診内容の追加などを検討していく。

私の思い

公費負担を「五回以上」と検討しているのは、県内で三七市町村になっています。本市では、なぜ積極的に厚労省の通知を受け入れられないのか疑問が残ります。

市政報告会

2月27日(水)
19:00～

- 12月議会報告
- 後期高齢者医療制度について

＜会場＞
ひたちなか市文化会館
2階小練習室

★学校給食の自校方式の継続と拡充を

《質問》

「第五次ひたちなか市行財政改革大綱」では、効果的・効率的な行政運営の推進が掲げられ、そのなかに「学校給食の民間委託」が盛り込まれた。学校給食は重要な教育の一環だと位置付けられており、効果的・効率的とは無縁のものだ。学校給食を民営化することには反対です。

また、学校給食の自校方式については、調理をする人や生産者が近くに居るからこそ、感謝の気持ちに身に付き、一層の教育的効果が上げられる。自校方式を守り、湊地区にも拡充してほしいと考える。

《答弁》

学校給食が効率よく運営されていくためには、自校方式からセンター方式への移行や民間委託を視野に入れた検討が必要だ。

★私立幼稚園保育料等助成金支給の増額を求め

《質問》

幼児教育の大きな役割を担っている私立幼稚園の園児の保護者に対し、私立幼稚園保育料等助成金支給の増額を求めます。

《答弁》

当面現状維持と考える。

世界に例をみない高齢者いじめの医療制度

「後期高齢者医療制度」の中止・撤回を求める陳情

議会で不採択に



自公政権が決めた医療制度



日本共産党出版パンフレットより

高齢者をねらいうちにされた医療大改悪Ⅱ「後期高齢者医療制度」の四月実施を前に、多くの市民から制度の中止・撤回を求める声や、陳情書が出されました。陳情書については、山形議員以外は全員反対で、不採択となつてしまいました。制度の見直しや中止・撤回を求めて、政府に意見書を提出した地方議会は、〇七年末まで四六五のほりです。

あまりの国民いじめのひどさに、政府みずから「一部の一時的延期」を言い出すほどの「後期高齢者医療制度」。どんな内容なのでしょう。

対象は？

後期高齢者医療制度の対象者は七五歳以上の人です。現在子ども等の健康保険の扶養家族になつている人も、この制度で新たに保険料を払うこととなります。ただし政府は

国民の批判に押され、被扶養家族の保険料徴収を半年だけ延期し、つづく半年は保険料の一割を徴収、そして来年四月からは全額を徴収することにしました。

保険料の支払方法は、年金が月一万五千元以上の場合、年金天引きとなります。無年金者が保険料を滞納すると、保険証が取り上げられてしまいます。これは今までになかったことです。

保険料は？

保険料は、茨城県後期高齢者医療広域連合議会が決めました。内訳は定額の均等割が三万七四六二円、所得に応じた所得割率は七・六%です。保険料は二年ごとに見直される仕組みで、初めの保険料が低くても安心できません。医療給付の増加や高齢者人口の増加で、際限なく保険料が引き上げられる制度になっています。介護保険制度の場合も、三年ごとの保険料見直しで、値上げが繰り返されています。

病院での窓口負担は？

新制度になつても、七五歳以上の人の窓口負担は、一般が一割負担、現役並み所得者は三割負担でかわりません。



受けられる医療が制限される？

保険証でかけられる医療の範囲を制限することや、終末期医療に制限を設けること、さらに病院追い出しをねらった報酬体系などが検討されています。「在宅死」をいまの二割から四割に増やせば、医療費が四千億円削減できるといった試算までしています。

政府のねらいと、日本共産党の立場

この制度の一番のねらいは、医療にかかる国の財政負担を減らすために、国民負担増と給付抑制の仕組みをつくることです。いまの高齢者はもちろん、これから高齢になる「団塊の世代」など、すべての人を直撃するたいへんな悪法です。日本共産党は、世界に例のない年齢で差別する後期高齢者医療制度は、中止・撤回しないと考えています。公共事業や軍事費などの浪費を見直し、大企業・大資産家に応分の責任をもとめるなら、こうした制度をつくらなくても公的医療保障が拡充できます。

この制度と同時にすすむ医療改悪

その一、国民健康保険加入の六五〜七四歳で、年金が月一万五千元以上の人は、保険料が年金から天引きされます。国民健康保険法の一部改正に伴い、ひたちなか市の条例改正案が議会に提出されました。

山形議員が反対討論

「少ない年金でギリギリ生活している人が多い。分納の相談もできず有無を言わず天引きするやり方は、高齢者の生存権を脅かすもので認められない」。しかし、他に反対する議員は一人もなく、条例改正案は通つてしまいました。

その二、七〇〜七四歳で窓口負担が一割の人は、この四月から二割負担になります。これも国民の強い批判で、一年先送りになりました。

患者負担の上限額も引き上げられます。この間、窓口負担が高すぎて病院に行けないという人が増え、高齢者の「孤独死」も多発しています。この制度そのものの中止が、真に求められます。

議会を傍聴しましょう

3月定例会市議会開催予定日
3月3日(月)～26日(水)
*代表・一般質問は11日～13日です。
*文教福祉委員会等は、手続きをすれば傍聴可能です。